

枝幸町農業委員募集案内

1 募集内容

- (1) 募集人数 14人（うち中立委員を含む。）

※法令により、認定農業者が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を1人以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

- (2) 任期 令和3年4月30日から令和6年4月29日まで（3年間）

- (3) 身分 枝幸町の特別職の非常勤職員

- (4) 報酬 年額170,000円

2 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地等の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 枝幸町に住所を有する者
- (2) 推薦及び募集を始める月の初日において20歳以上の者
- (3) 枝幸町の職員でない者

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 推薦及び応募の方法

所定の届出書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3ヶ月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）を添付して、持参又は郵送により、枝幸町農業委員会事務局に提出してください。

(1) 届出書様式

- I 地区・全域からの推薦 【様式第1号】【様式第2号】【様式第3号】
- II 団体からの推薦 【様式第4号】【様式第3号】
- III 個人による応募 【様式第5号】

(2) 受付期間 令和2年11月1日（日）から11月30日（月）まで【必着】

※届出書を持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※郵送の場合は11月30日消印有効です。

※届出状況によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合には、枝幸町ホームページでお知らせします。

(3) 募集案内及び届出書の入手方法

募集案内及び申込書は、枝幸町ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局窓口に備え付けています。

5 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（11月中旬）及び終了後（12月上旬）に届出者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人・団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (3) 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

6 選考方法

枝幸町農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を町長に報告します。

また、必要に応じて候補者との面談を実施する場合があります。

町長は、枝幸町農業委員候補者評価委員会の評価を参考に、農業委員候補者を決定し、枝幸町議会の同意を得たうえで農業委員を任命します。

7 注意事項

- (1) 提出された届出書等は返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査を行う場合があります。

8 届出書の提出先及び問合せ先

〒098-5892

枝幸郡枝幸町本町916番地

枝幸町農業委員会事務局

電話 0163-62-1359 (内線1651)

枝幸町ホームページ <http://www.esashi.jp>